粉じん障害防止総合対策推進強化月間

実施期間　令和８年９月１日～９月30日

趣旨

粉じん障害の防止については、昭和56年以降、９次にわたって総合対策に取り組みましたが、兵庫労働局管内におけるじん肺新規有所見者数は、大幅な減少は認められるものの依然として毎年発生しています。

当局では、令和５年６月に**「兵庫労働局第10次粉じん障害防止総合対策５か年計画」**（令和５年度から令和９年度）を策定し、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」を示すとともに、**毎年９月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」**と定め、より一層の対策の徹底を推進しています。

重点事項

- ◆　呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- ◆　ずい道等建設工事における粉じん対策
- ◆　じん肺健康診断の着実な実施
- ◆　離職後の健康管理の推進
- ◆　アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん対策

『粉じん障害防止対策に関する意識高揚と自主的な粉じん障害防止対策の取組を！』

1　呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

◆呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底及び保守管理の推進

◆粉じん保護具着用管理責任者の選任と職務の励行

◆電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進

◆作業環境測定の結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化への取組

2　ずい道等建設工事における粉じん対策

◆「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策の徹底

◆元方事業者は、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等の実施

兵庫労働局労働基準部健康課

3　じん肺健康診断の着実な実施

じん肺健康診断の実施の徹底及びじん肺有所見者に対する健康管理教育等の推進

4　離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分が管理２又は３の離職予定者に対する健康管理手帳交付申請方法等の周知

5　アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

◆局排等の適正な稼働並びに検査、点検の実施

◆呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

◆作業環境測定の実施、特別教育の徹底、たい積粉じん対策及び健康管理対策の推進

重点事項	関係団体	事業場
基本的事項	★会員事業場に対する「講ずべき措置」等の周知 ★講習会・セミナーの開催 ★月間中のパトロールの実施	★「粉じん対策の日」の設定 ★じん肺健診の実施 ★労働衛生教育の実施
呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底	★労働者や一人親方を含む関係請負人への法令の各規定に定める措置の周知に関する要請 ★電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨	★着用の必要性に関する教育の実施 ★粉じん保護具着用管理責任者による着用管理 ★電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進
ずい道等建設工事における粉じん対策	★「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知	★「ガイドライン」に基づく対策の徹底 ★粉じん発生源措置、換気装置による換気及び粉じん濃度測定等の実施 ★呼吸用保護具の使用（動力掘削、動力積み込み及びコンクリート吹付作業等は電動ファン付呼吸用保護具に限る）
じん肺健康診断の着実な実施	★「じん肺健康診断結果証明書」の適正な作成に関する要請	★職歴・作業歴の確実な記入などの健診記録の適正な作成と保存 ★じん肺健康管理実施状況報告の提出の徹底
離職後の健康管理の推進	★健康管理手帳交付申請制度の周知	★管理２または管理３の離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知 ★合併症予防の観点から禁煙の働きかけ
アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策	★呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底等の周知	★局所排気装置等による作業環境の改善 ★呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底 ★特定粉じん作業への対策

令和８年度全国労働衛生週間スローガン

「ひとりひとりが貴重な人材　心も体も健やかに　みんな生き生き健康職場」